

依頼者の
本音って？

独身には
荷が重い？

別居を
すすめるべき？

先生！
こんな条件じゃ 納得できません!!

つまずかない
弁護士になる!

こんなところでつまずかない!

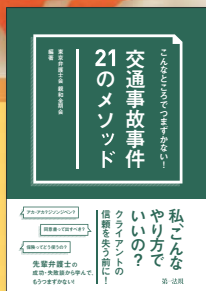
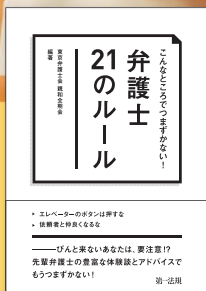
離婚事件21のメソッド

東京弁護士会 親和全期会 編著

A5判 / 208頁 定価：本体2,500円＋税

本書の特色

- ◆離婚事件の実務において、つまずきやすいポイントを先輩弁護士が21のメソッドごとに体験談を紹介する唯一の書籍!
- ◆離婚事件対応の実務が分からない、身近に業務の悩みを相談できる先輩がいないといった若手弁護士へのアドバイスブック!
- ◆「調停の待合室でクライアントと何を話すか」等、素朴な疑問に答えるコラムも多数掲載!
- ◆離婚事件で悩んでいる先輩弁護士にも読んでほしい一冊!

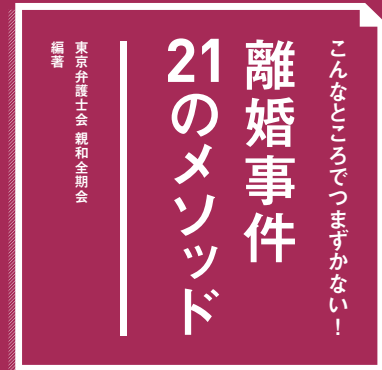


姉妹書

『こんなところでつまずかない! 弁護士21のルール』

『こんなところでつまずかない! 交通事故事件21のメソッド』

東京弁護士会 親和全期会 編著 も好評発売中!



先生!
こんな条件じゃ
納得できません!!

第一法規



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
http://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

▶ 円滑な面会交流は
円満な解決のモト

—離婚事件において、面会交流の可否や条件が主要な争点となることは少なくない。しかし、本来、面会交流は、親子の問題であって、夫婦間のトラブルとは関係がないはずのものである。とはいえ、子どもは、夫婦の対立に巻き込まれてしまうのが常のようだ。

体験談 1

面会交流の日数の定め方

弁護士10年目 女性

子どもに会わせろ

専業主婦である妻が、夫が生活費を入れないことを理由として、1歳の子どもを連れて別居を始め、離婚したいと言いつ出した事案で、妻の依頼を受けて代理人に就任しました。

体験談 2

成人した子どもとの面会交流は関係ナシ？

弁護士 5年目 女性

成人した子どもとの面会交流

子どもがある程度の年齢に達すると、面会交流をするかどうかは子どもの意思で決まります。高校生、大学生にもなれば、子ども自身の勉強や部活動などの予定もあり、監護親が介在しなくても、子どもが自ら非監護親と携帯電話などで連絡を取り合って、会う予定を決めることができるようになります。

そのため、私の場合、子どもがある程度の年齢に達していた場合の面会交流については、特に詳細を定めずに、子どもの意思を尊重することだけを確認し、あとは非監護親と子どもの本人同士で連絡を取り合うよう勧めて、あまり関わらないようにすることが多いです。

しかし、過去に1件だけ、大学生の子どもの面会交流に関わったことがありました。

大学の学費をどちらが支払うか

それは、別居をしている妻からの離婚の相談を受けた案件でした。夫に愛想を尽かし、突然、大学生の息子を連れて家を出て行ったことが始まりで、妻は夫とは二度と会いたくない、早く離婚したいと話していました。

夫からの要望は、離婚については仕方ないが、子どもと一緒に住みたい、住めなくても定期的に会いたいというものでした。

ワンポイントアドバイス

◎ 面会交流においては、何よりも、子の福祉に従って考える思考が必須となります。離婚の当事者である父親・母親にこのことを説明すると、どなたであっても頭では理解していただけます。しかし、問題は、何が子の福祉に適うのか、どうすれば子どものためになるのか、という具体的な問題になると、必ずしも冷静に考えられないやうだということ。父親・母親を問わず、子の福祉を、自分の都合のよいように解釈する傾向があるようです。

◎ 面会交流のルールの定め方には、いくつかの定型があります。定型の条項は相応に考えられてつくられています。しかし、案件ごとのニーズを反映した、きめ細やかなルールを策定するのがよいでしょう。ただ、特別なルールを策定する際には、後のトラブルを引き起こさないように細心の注意を払ってつくる必要があります。

◎ ある程度、成長した子どもの面会交流においては、細かなルールを定めて融通が利かなくなってしまうよりは、それぞれの自主性に委ねることが適当な場合が少なくありません。

先輩弁護士の
成功・失敗談から学んで、
離婚事件で、
もうつまずかない！

Contents

- Method 01 ▶ 初回相談ですべてを聴けると思うな — 初回相談の聴取事項
- Method 02 ▶ 依頼者を妄信するなかれ — 依頼者の話
Column ▶ ある弁護士の雑感(その1)
- Method 03 ▶ 性別・若さを武器にしろ — 依頼者と弁護士のマッチング
- Method 04 ▶ 依頼者のこだわりを疎かにするな — 調停条項
Column ▶ 未掲載の裁判例・審判例等の調べ方
- Method 05 ▶ 証拠集めは大胆かつ慎重に — 証拠の集め方
- Method 06 ▶ 切り札こそ切るな — 証拠の使い方
Column ▶ ある弁護士の雑感(その2)
- Method 07 ▶ 書かぬが勝ち — 書面の書き方
- Method 08 ▶ いつまでもあると思うなそのお金 — 財産分与
Column ▶ 待合室での会話
- Method 09 ▶ どれだけ“誠意”、示せますか？ — 有責配偶者
- Method 10 ▶ 依頼者に期待させるな — 離婚慰謝料
Column ▶ ある弁護士の雑感(その3)
- Method 11 ▶ 算定表、過信するべからず — 養育費・婚姻費用の算定表
- Method 12 ▶ 円滑な面会交流は円満な解決のモト — 面会交流
Column ▶ ある弁護士の雑感(その4)
- Method 13 ▶ もらえる“だけ”もらえ — 弁護士報酬
- Method 14 ▶ アフターサービスはほどほどに — 事件終了後
- Method 15 ▶ 調停委員も使いよう — 調停委員
- Method 16 ▶ あきらめないで、お父さん — 監護権・子の引渡し
Column ▶ 二次被害
- Method 17 ▶ 依頼者の話は聴ける“だけ”聴け — 依頼者との関わり方
- Method 18 ▶ 『別居のススメ』はホント？ — 別居
Column ▶ ある弁護士の雑感(その5)
- Method 19 ▶ それでもアナタはやってない？ — 不貞
- Method 20 ▶ 被害者にはほとんどん付き合え — DV
Column ▶ 調停室での弁護士の涙
- Method 21 ▶ 第2の依頼者だと思え — 相手方本人

詳細・お申し込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規 離婚事件21

検索

CLICK!